# 令和5年度第2回滝沢市文化財調査委員会議

日時:令和6年3月11日(月)14時00分から

場所:滝沢市役所2階 201会議室



令和5年度第1回会議 現地確認:小岩井駅舎

#### 次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議事
- (1)報告第1号 令和5年度滝沢市文化財事業実績について
- (2)報告第2号 令和6年度滝沢市文化財事業計画及び進捗状況について
- 5 閉会

### 淹沢市教育委員会事務局文化振興課

## 出席者名簿

## 1 滝沢市文化財調査委員(※委員期間は通算、本年度含む)

| No. | 区分   | 氏名    | 専門分野 | 委員就任日   | 委員期間    | 備考   |
|-----|------|-------|------|---------|---------|------|
| 1   | 委員長  | 光井 文行 | 考古   | H24.4.1 | 6期(12年) |      |
| 2   | 副委員長 | 越谷 信  | 地質   | H29.4.1 | 4期(7年)  |      |
| 3   | 委員   | 上白石 実 | 歴史   | Н30.4.1 | 3期(6年)  |      |
| 4   | 委員   | 松本 博明 | 民俗   | Н31.4.1 | 3期(5年)  | Zoom |
| 5   | 委員   | 渡辺 修二 | 動物   | R 2.4.1 | 2期(4年)  |      |

#### 2 滝沢市教育委員会事務局

| No. | 所属    | 職名   | 氏名     | 備考 |
|-----|-------|------|--------|----|
| 1   | 教育委員会 | 教育長  | 太田 厚子  |    |
| 2   | 教育委員会 | 教育次長 | 久保 雪子  |    |
| 3   | 文化振興課 | 課長   | 岡田 久美  |    |
| 4   | 文化振興課 | 総括主査 | 井上 雅孝  |    |
| 5   | 文化振興課 | 主査   | 佐々木 夏実 |    |

○滝沢市文化財調査委員設置条例

昭和41年6月28日

条例第10号

改正 平成17年3月25日条例第10号

平成25年12月13日条例第49号

平成25年12月13日条例第50号

(設置)

第1条 滝沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に文化財調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 調査委員は、文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え、又は教育 委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

(定数)

第3条 調査委員の定数は、5人以内とする。

(任命)

第4条 調査委員は、文化財に関する学識経験者のうちから、教育委員会が任命する。 (任期)

第5条 調査委員の任期は、2年とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、調査委員の設置等に関し必要な事項は、教育委員 会規則で定める。

附則

この条例は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、 手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

#### ○滝沢市文化財調査委員会議運営規則

平成22年3月26日教育委員会規則第4号

改正 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日教委規則第 5 号 平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市文化財調査委員設置条例(昭和41年滝沢村条例第10号) 第6条の規定に基づき、滝沢市文化財調査委員(以下「委員」という。)の会議運営に 関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

- 第2条 委員の会議(以下「会議」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、そ の職務を代理する。

(会議)

- 第3条 会議は教育長が必要と認めるとき、その日時及び場所を会議に付議すべき事項と ともにあらかじめ通知しなければならない。
- 2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員の会議運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日教委規則第5号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日教委規則第6号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。